

道内航空路線を利用した団体交流等助成制度実施要領

- 1 名称
道内地域航空路線を利用した団体交流等助成金
- 2 目的
旭川～釧路の路線振興、利用促進を図るため、当該路線を4名以上のグループで利用して、交流活動等を実施する団体に対して予算の範囲内で助成金を交付する。
- 3 対象者
文化・芸術・スポーツなどの活動を主な目的としているグループ
- 4 助成の条件
(1) 道北地域又は道東地域において行う交流活動
(2) グループとして、主体的に参加する文化・芸術・スポーツ・学術分野などにおける交流活動
(3) 次に掲げる活動は、助成対象にならない。
ア 特定の政治活動、宗教活動又は営利を目的とするもの
イ 観光など遊興を目的とするもの
ウ その他適当でないと認められるもの
- 5 助成対象経費
航空運賃（普通運賃、往復割引運賃、特別割引1運賃、身体障害者割引運賃）
- 6 助成額及び助成期間
(1) 1人当たりの助成額
ア 大人片道 3,000円（往復の場合は、6,000円）
イ 小児・身体障害者 2,500円（往復の場合は、5,000円）
(2) 助成期間
平成18年11月15日～平成19年3月31日
- 7 留意事項
(1) 交流活動実施前に交付申請書を提出し、交付決定を受けていなければ助成されないものであること。
(2) 旅費が支給される場合は、助成の対象とならないものであること。
(3) 助成金の利用は、助成期間中1団体につき1回までとする。
- 8 申請方法
助成を受けようとするグループの代表者等が、北海道地域航空推進協議会事務局にFAX、Eメール、郵送等により申請すること。
- 9 申請先
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道企画振興部参事（航空）内
北海道地域航空推進協議会事務局
(TEL: 011-231-4111 内線: 23-772 FAX: 011-232-4643)
- 10 助成金の支払
交付決定を受けたグループが対象路線を利用したことを証明する書類（航空半券のし又は搭乗証明書など）を確認した上で、助成金を振り込むものとする。
- 11 その他
この要領に定めのない事項は、北海道地域航空推進協議会事務局において定めるものとする。

この要領は、平成18年11月15日から施行する。